

「新潟米県内消費拡大事業」企画運營業務に係る 企画コンペティション実施要領

平成 30 年 5 月 10 日
新潟県農林水産部食品・流通課

1 趣旨

新潟米県内消費拡大事業の企画運營業務に係る企画コンペティション（以下「コンペ」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

2 仕様

【別紙 1】「仕様書」のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

4 委託費用

上限額を 2,800,000 円（消費税及び地方消費税込み）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むものとする。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

【別紙 2】「新潟米県内消費拡大事業」企画運營業務に係る企画コンペティション参加申込書」を提出すること。新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、平成 30 年 4 月 1 日以降に発行された県税納税証明書（原本）を添付すること。

・申込期限：平成 30 年 5 月 23 日（水）17 時（必着）

- ・ 申 込 先：問い合わせ先に同じ
 - ・ 申込方法：持参又は郵送
- (2) 提案資格の確認結果の通知
参加申込みをした者全員に対し、平成 30 年 5 月 25 日（金）までに提案資格の確認結果通知を書面で行う。

7 質疑応答

要領、仕様書等について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

【別紙 3】「新潟米県内消費拡大事業」企画運營業務に係る企画コンペティション質問書」を郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

※電子メールの場合は、件名を「新潟米県内消費拡大事業企画コンペ質問」とすること。

(2) 提出期限

平成 30 年 5 月 17 日（木） 17 時まで

(3) 回答方法

平成 30 年 5 月 21 日（月）までに新潟県庁ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の作成要領

(1) 提出物

ア 企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(ア) 別紙 1 「仕様書」記載内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①企画概要（企画のコンセプト、キャッチコピー等の説明及び具体的な実施内容等）

②業務実施スケジュール

③体制（担当部署及び責任者を記載。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者の名称、担当部署及び責任者を記載すること。）

(イ) 企画提案書は A 4 版の横向き（上下開き）とし、表紙に「新潟米県内消費拡大事業企画書」と標記し、余白に社名を記載すること。

(ウ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 見積書

全ての経費についてできるだけ詳細かつ具体的に積算すること。

(2) 提出期限等

提出期限：平成 30 年 5 月 31 日（木） 17:00（必着）

提 出 先：問い合わせ先に同じ

提出方法：持参又は郵送（期限必着）

9 審査及び結果の通知

提出された企画提案書の内容を下記の審査基準に基づき審査し、委託先を選定する。審査の結果は全ての本コンペティション参加者に書面で通知する。

審査項目	配点
仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか	5点
キャッチコピーは消費者の購買意欲を刺激することが期待できるか	5点
ロゴマークは消費者の購買意欲を刺激することが期待できるものか	5点
販売促進資材は消費者の購買意欲を刺激することが期待でき、協賛事業者の店頭で積極的に使用されることが期待できるものか	5点
消費者の新潟米購買意欲を刺激し、県内企業が参加するメリットを感じられる企画内容となっているか	5点
十分なスタッフ、ノウハウを有するなど業務を遂行する体制が確保されているか	5点

※最高評価を得た企画提案書が複数ある場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。

10 実施スケジュール（予定）

日付	実施事項
平成30年5月10日(木)	公募開始（新潟県庁ホームページに実施要領等を掲載）
5月17日(木)	質問書提出締切（17時必着）
5月21日(月)	質問に対する回答（新潟県庁ホームページに掲）
5月23日(水)	参加申込期限（17時必着）
5月25日(金)	提案資格の確認結果通知
5月31日(木)	企画書等提出期限（17時必着）
～6月下旬	企画内容等審査、委託事業者決定

11 その他

- (1) 本コンペティション参加に要する一切の費用（企画書作成費、旅費及び通信費を含む。）は各参加者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合は失格とする。
- (3) 契約は、審査を経て決定した事業者、新潟県が協議の上、締結する。事業者は、契約の締結に際して「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

12 問い合わせ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁行政庁舎9階）

新潟県農林水産部食品・流通課食品産業係 担当：吉川、荒城

電話番号 025-280-5306（直通）

FAX番号 025-280-5548

E-mail ngt060040@pref.niigata.lg.jp

【参考】

地方自治法施行令（抜粋）

- 第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。